

黒いボールペンを用いて、戸籍に記載してある文字を崩さず丁寧に書いてください。  
(消せるボールペンを使用しないでください。)

お問合せ先 東広島市役所 市民課 (082) 420-0915 (直通)

(1) 氏名は、夫婦とも現在(婚姻前)の氏(姓)で記入してください。  
外国籍の方は生年月日を西暦で記入してください。  
※外国籍の方と婚姻される場合には事前に市役所の窓口にご相談ください。

(2) 住所にアパート名や部屋番号などが含まれる場合、それも全てお書きください。  
●婚姻と同時に住所を変更する方  
※住民異動届が必要です。住民異動届は市役所の開庁時間以外には受付をしておりますので開庁時間内にお越しください。  
・東広島市内で転居する場合  
→新しい住所を記入してください。  
・市外から東広島市へ転入する場合  
→新しい住所を記入してください。前住所地の市区町村が発行する「転出証明書」が必要(マイナンバーカードによる転出手続きをした人を除く)です。  
・東広島市から市外へ転出する場合  
→現在の住所を記入してください。

父母が亡くなっていても空欄とせず記入してください。  
離婚などにより父母の氏名が異なっている場合は、現在の氏名をお書きください。

(6) 初婚か再婚か選んでチェックしてください。再婚の時は、直前の婚姻について、死別あるいは離別の年月日を記入してください。  
※ここでの婚姻には内縁や事実婚は含まれません。

**婚姻届**

(記入例)

受理	令和 年 月 日	発送	令和 年 月 日
第 号		第 号	
送付	令和 年 月 日	広島県東広島市長	印
第 号			
妻の氏名	戸籍記載	記載照会	調査照会
別 第	別 第	住民票	通知
広島県東広島市長 殿			

(よみかた)	夫になる人	妻になる人
(1) 氏名	甲野直樹	乙野歩
生年月日	昭和33年6月23日	昭和35年10月5日
(2) 住所	広島県東広島市西条栄町8番地 29-101号 西条マンション	広島県東広島市八本松町 原10128番地200
(3) 本籍	広島県東広島市西条栄町 8番地	京都市上京区小山初音町 18番地
婚姻後の氏・新し	広島県東広島市黒瀬町丸山1333番地	
同居を始めたとき	令和6年4月	
(6) 初婚・再婚の別	初婚	
(7) おもな仕事と	5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(8) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
届出人署名	夫 甲野直樹 印	妻 乙野歩 印

**記入の注意**  
鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。  
この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が日曜日や祝日も届けることができます。(この場合、届直等取扱うので、前日までに戸籍担当係でご確認ください)  
**18歳以上の証人2名の署名が必要です。**  
正しくご記入の上、**署名欄は必ず証人本人が署名してください。**  
※証人は成年に達している人2名必要です。

署名 (※押印は任意)	乙川孝助 印	丙山竹子 印
生年月日	昭和37年4月14日	昭和41年6月8日
住所	広島県東広島市高屋町 杵原1334番地2	東京都世田谷区若林4丁目 31番18号 若林アパート203号
本籍	広島県東広島市高屋町 杵原1334番地2	広島県東広島市福富町久芳 1545番地1

本籍を表示した住民票を取得するなどして確認をした上で記入してください。  
筆頭者の氏名は戸籍のはじめに記載されている人の氏名を記入してください。

(4) ●婚姻届の提出後に名乗る氏(姓)を選んで必ず、**どちらかにチェックしてください。**夫妻のうちチェックした氏(姓)の人が戸籍の筆頭者になります。  
※外国人と婚姻するときはチェックをつける必要はありません。  
●チェックした氏(姓)の人が、すでに戸籍の筆頭者となっているときは、その戸籍が夫妻の戸籍となるため、新本籍は記入しないでください。

(4) 新本籍欄には、希望する本籍を書いてください。  
新しい本籍は現存する土地の地番、または住居表示の街区符号におくことができます。土地の分筆などによって婚姻前と同じ本籍に新本籍をおくことができない場合もありますので事前にお問合せください。

- ◎ 本人確認書類(個人番号カード、運転免許証、パスポート等)をご持参ください
- ◎ 消せるボールペンを使用しないでください

連絡先  
夫電話(△△△) △△△-△△△△  
自宅 勤務先・携帯  
妻電話(××××) ××××-××××  
自宅・勤務先(×××)

日中連絡のつく電話番号を記入してください。

届書の提出に来られるのが夫妻のどちらか一方のみである場合であっても、**夫妻それぞれの署名が必要です。**  
なお、現在(婚姻前)の氏(姓)で記入してください。

**【届出に必要なもの】**  
●婚姻届・・・1通  
●顔写真付きの本人確認書類  
(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)  
※本人であることの確認は、虚偽の戸籍届出の防止を目的として、法律に基づき全国的に実施されているものです。本人確認書類の提示がない場合でも、届出の受付を行います。受理決定後、届出に記載の住所に受理をお知らせする文書をお送りします。また届出人から書類を預かって来た方(使者)についても本人確認書類の提示を求めます。

**【時間外の届出】**  
●戸籍の届出は市役所の開庁時間以外の夜間、休日にも届け出すことができます。この場合は宿日直の職員がお預かりいたします。(届出の日が受理日となります)

届出の記載内容の確認は、翌日以降の市役所開庁時に行います。記載内容に不備があった場合は、再度来庁いただくこともあります。届書に不備がないか、事前に確認することもできますので、開庁時間内に窓口でお問合せください。